

石綿障害予防規則について

- 1 石綿とは
- 2 最近の改正内容
- 3 事前調査結果等報告のポイント
- 4 化学物質管理強化月間について

滋賀労働局 彦根労働基準監督署

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

1

- 石綿とは

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

石綿とは

石綿（いしわた、せきめん、アスベスト）とは

- ・「天然の纖維状珪酸塩鉱物の総称」である
- ・石綿障害予防規則（石綿則）における石綿とは、「クリソタイル（白石綿）」、「アモサイト（茶石綿）」、「クロシドライト（青石綿）」、「アンソフィライト」、「アクチノライト」、「トレモライト」の6種類を指す。
- ・上記6種類を0.1%を超えて含有する製剤その他の物を「石綿等」と定義している。

石綿とは

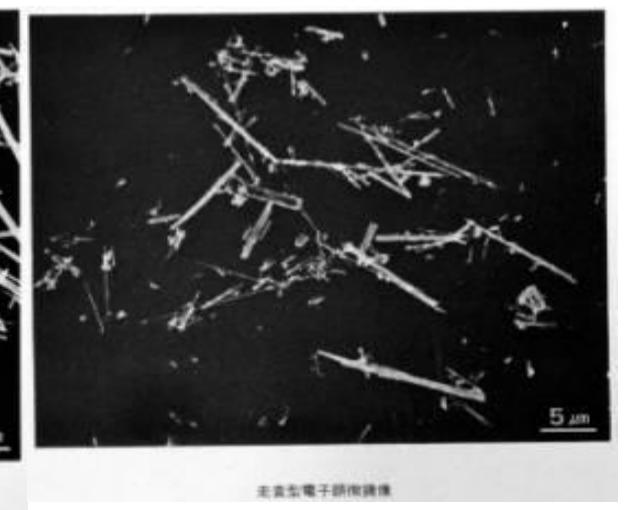
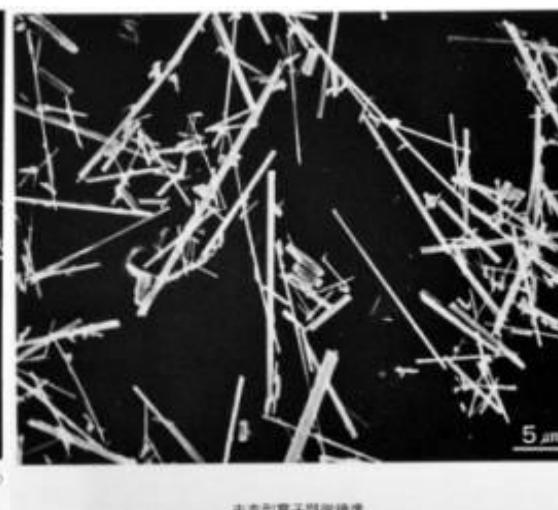
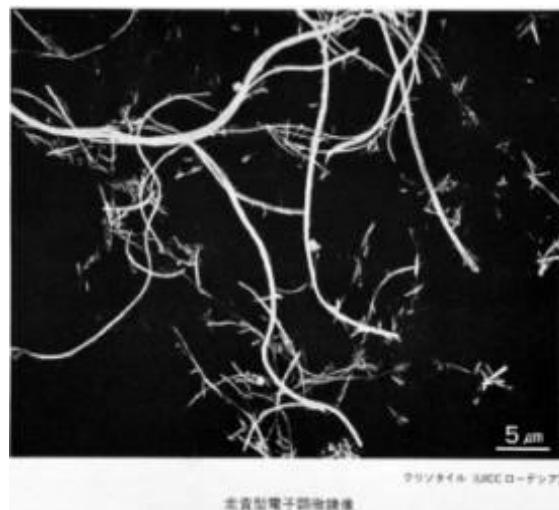
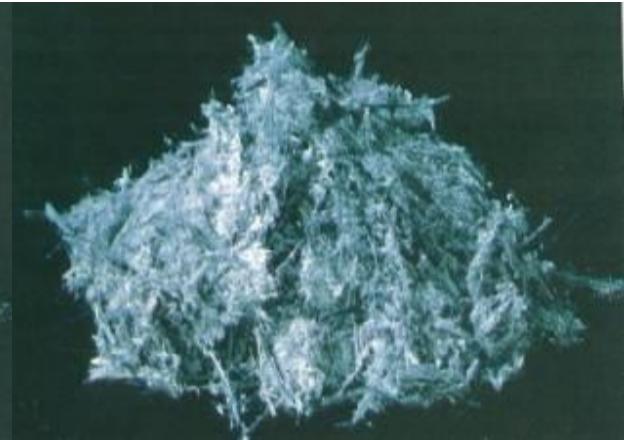
クリソタイル



アモサイト



クロシドライト



出典:THE ASBESTOS／せきめん読本(1996年日本石綿協会)

石綿とは

石綿の特性

- ・ 繊維状で紡織性を有する、耐熱性に優れている、曲げ、引っ張りに強い、耐薬品性に優れている、熱絶縁性を有している...等が挙げられる。

石綿の健康障害

- ・ 石綿にばく露することで引き起こされる疾患
代表的な疾病：石綿肺、肺がん、中皮種
※ばく露してから数十年後に発症することもある。

石綿とは

石綿の使用用途

建材（吹付材、保温・断熱材、スレート材等）、摩擦材（自動車のブレーキライニングやブレーキパッド等）、シール断熱材（石綿紡織品、ガスケット等）等

～使用箇所のイメージ～

鉄骨耐火被覆材



配管エルボ



水回り床材

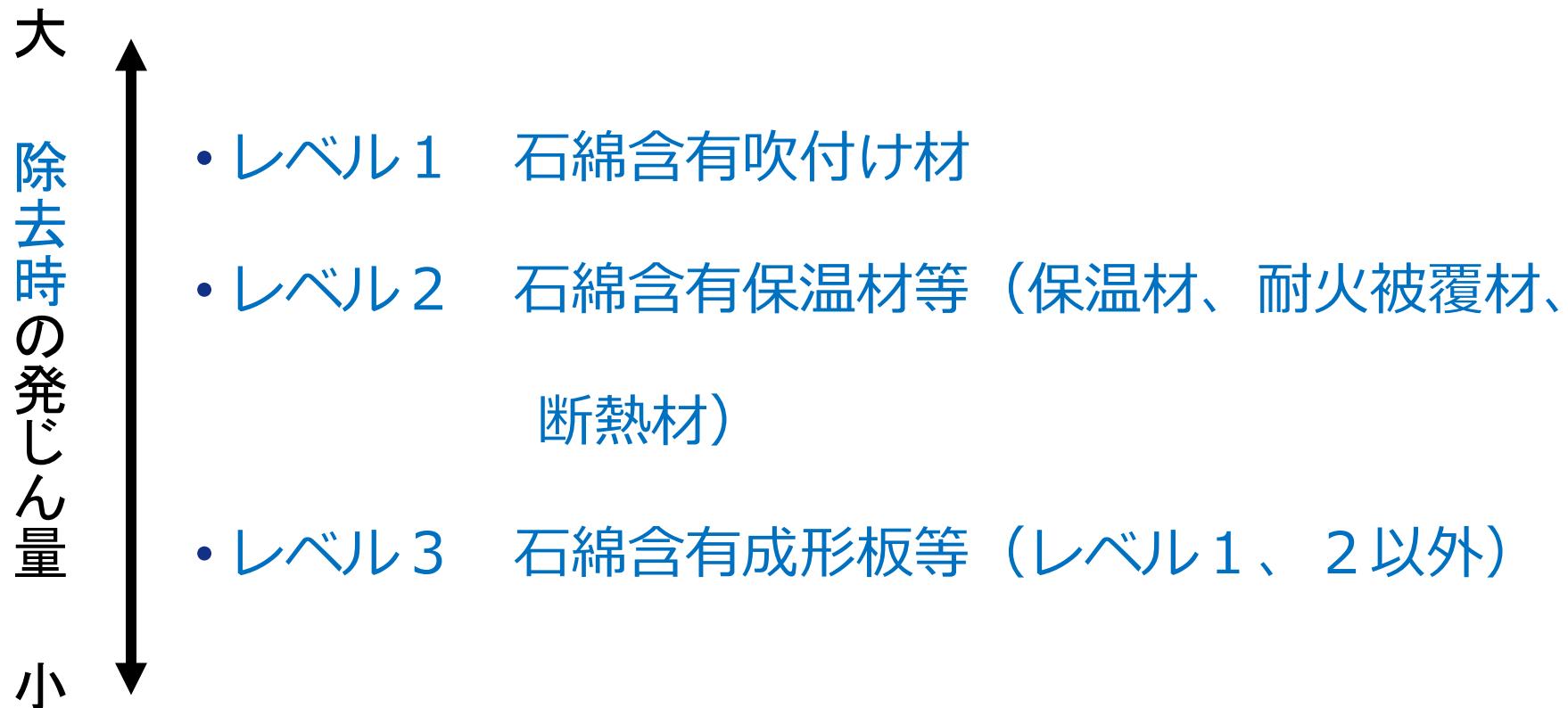


鉄骨の耐火用

配管の保温用

床の防水用

石綿含有建材のレベルについて



2

- 最近の改正内容

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

法改正の経緯

「建築物の解体・改修等における石綿ばく露防止対策等検討会」の議論を踏まえ、建築物、工作物及び船舶の解体工事及び改修工事における石綿等へのばく露による健康障害を防止するため、石綿障害予防規則等について所要の改正を行うとともに、改正石綿則に基づく告示の制定を行ったもの。

検討会の目的

建築物の解体等の作業における石綿ばく露防止対策等については、平成 17 年に施行された石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号）等に基づく措置の徹底を図っているところである。

また、平成 26 年 3 月に公示した「建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿にはく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針」において、石綿則に基づく事前調査及び隔離の措置に係る留意事項等について規定しているところである。

しかしながら、石綿等が使用されている建築物の老朽化による解体等の工事は、今後も増加することが予想され、現在の技術的知見等も踏まえ、一層の石綿ばく露防止対策等の充実が求められているところである。

このため、建築物の解体・改修等における石綿ばく露防止対策等検討会を数次にわたり開催し、建築物の解体・改修等におけるばく露防止対策に関する検討を行い、その結果を取りまとめ、石綿ばく露防止対策等の充実に資することとする。

【参考通達】

- ・石綿障害予防規則等の一部を改正する省令等の施行について（令和 4 年 5 月 9 日付け基発第 0509 第 4 号）
- ・石綿障害予防規則の解説について（令和 2 年 10 月 28 日付け基発第 1028 第 1 号）

石綿障害予防規則等の改正内容と施行時期



石綿障害予防規則等の改正のポイント

令和3年3月31日まで		改正後		※下線部分が令和3年4月1日以降の改正内容	
レベル1 石綿含有吹付け材 	計画届 ※十四日前	事前調査 作業計画 揭示 湿潤な状態にする マスク等着用 作業主任者の選任 作業者に対する特別教育 健康診断	負圧隔離 集じん・排気装置の初回時点検 作業開始前の負圧点検 等	レベル1 石綿含有吹付け材	事前調査結果等の届出（一定規模以上の工事^{※1}が対象） 計画届（レベル2も計画届） ※十四日前
レベル2 石綿含有保温材、耐火被覆材、断熱材 	作業届 ※工事開始前			レベル2 石綿含有保温材、耐火被覆材、断熱材	事前調査 <u>※調査方法を明確化</u> <u>資格者による調査</u> <u>調査結果の3年保存、現場への備え付け</u> 作業計画 <u>作業状況等の写真等による記録・3年保存</u> 揭示 湿潤な状態にする マスク等着用 作業主任者の選任 作業者に対する特別教育 健康診断
レベル3 スレート、Pタイル、 けい酸カルシウム板1種等 その他石綿含有建材 				<u>けい酸カルシウム板1種^{※2}（破碎時）</u> <u>仕上げ塗材（電動工具での除去時）</u> レベル3 スレート、Pタイル等 その他石綿含有建材	負圧隔離 <u>集じん・排気装置の初回時、変更時点検</u> <u>作業開始前、中断時の負圧点検</u> <u>隔離解除前の取り残し確認</u> 等

※1 解体部分の床面積が80m²以上の建築物の解体工事、請負金額が100万円以上の建築物の改修工事及び特定の工作物の解体・改修工事

※2 石綿含有けい酸カルシウム板1種（天井、耐火間仕切壁等に使用）：レベル1・2ほどの飛散性はないが他のレベル3より飛散性が高い

石綿障害予防規則等の主な改正内容

1 解体・改修工事開始前の調査

- ・事前調査の方法の明確化（設計図書等の確認及び目視による確認の必須化等）【*1】
- ・石綿が含有されているとみなして措置を講じる場合は分析調査を不要とする規定の吹付け材への適用
- ・事前調査を行う者及び分析調査を行う者の要件（一定の講習修了等）の新設【*2】
- ・事前調査及び分析調査の結果の記録等（記録項目の明確化、3年保存の義務化、作業場への記録の写しの備え付け義務化等）

2 解体・改修工事開始前の届出の拡大・新設

- ・計画届の対象拡大（作業届対象作業を計画届の対象に見直し）【*4】
- ・解体・改修工事に係る事前調査結果等の届出制度の新設（建築物及び特定の工作物に係る一定規模以上の解体・改修工事について事前調査結果等の届出義務化等）【*3】

3 負圧隔離をする作業に係る措置の強化

- ・隔離・漏洩防止措置の強化（隔離解除前の除去完了確認、集じん・排気装置の設置場所等変更時の点検、作業中断時の負圧点検の義務化）

4 隔離（負圧は不要）をする作業に係る措置の新設

- ・けい酸カルシウム板1種を切断等する場合の措置の新設（隔離（負圧は不要）の義務化）
- ・仕上げ塗材を電動工具を使用して除去する場合の措置の新設（隔離（負圧は不要）の義務化）

5 その他の作業に係る措置の強化

- ・石綿含有成形品に対する措置の強化（切断等による除去の原則禁止）
- ・湿潤な状態にすることが困難な場合の措置の強化（除じん性能を有する電動工具の使用等の発散抑制措置の努力義務化）

6 作業の記録

- ・40年間の保存義務がある労働者ごとの作業の記録項目の追加（事前調査結果の概要及び作業実施状況等の記録の概要を追加）
- ・作業計画に基づく作業実施状況等の写真等による記録・保存の義務化

7 発注者による配慮

- ・事前調査及び作業実施状況等の記録の作成に関する発注者の配慮義務化

* 1 事前調査の方法の明確化（設計図書等の確認及び目視による確認の必須化等）

改正前後の事前調査

【改正前】

事業者は、次に掲げる作業（略）を行うときは、石綿等による労働者の健康障害を防止するため、あらかじめ、当該建築物又は工作物について、**石綿等の使用の有無を目視、設計図書等により調査し、その結果を記録しておかなければならぬ。**

【以前】 いずれかの方法で可。

【改正後】令和3年4月1日～

事業者は、建築物、工作物又は船舶（鋼製の船舶に限る。以下同じ。）の解体又は改修（封じ込め又は囲い込みを含む。）の作業（以下「解体等の作業」という。）を行うときは、石綿による労働者の健康障害を防止するため、あらかじめ、当該建築物、工作物又は船舶（それぞれ解体等の作業に係る部分に限る。以下「解体等対象建築物等」という。）について、**石綿等の使用の有無を調査しなければならない。**

- 2 前項の規定による調査（以下「事前調査」という。）は、解体等対象建築物等の全ての材料について**次に掲げる方法**により行わなければならない。
 - 一 設計図書等の文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）を確認する方法。ただし、設計図書等の文書が存在しないときは、この限りでない。
 - 二 目視により確認する方法。ただし、解体等対象建築物等の構造上目視により確認することが困難な材料については、この限りでない。

【現在】文書、目視の両方の確認が必要。

* 2 事前調査を行う者及び分析調査を行う者の要件（一定の講習修了等）の新設

建築物の事前調査

【改正前】

法規制なし。

調査については、石綿作業主任者、特別教育修了者等石綿に関する一定の知識を有している者が行うことが望ましいこと（過去通達）。

【改正後】令和5年10月1日～

事業者は、事前調査のうち、建築物に係るものについては、前項各号に規定する場合を除き、適切に当該調査を実施するために必要な知識を有する者として厚生労働大臣が定めるものに行わせなければならない。

○解体等の対象により、必要な事前調査者資格が異なります。

一戸建ての住宅及び共同住宅（長屋を含む。）の住戸の専有部分を指し、共同住宅の住戸の内部以外の部分（ベランダ、廊下等共用部分）及び店舗併用住宅は含まれない。

建築物（建築物石綿含有建材調査者講習等登録規程規程の一戸建ての住宅及び共同住宅の住戸の内部を除く。）

→登録規程に規定する一般建築物石綿含有建材調査者、特定建築物石綿含有建材調査者又はこれらの者と同等

以上の能力を有すると認められる者



令和5年9月30日以前に日本アスベスト調査診断協会に登録され、事前調査を行う時点においても引き続き同協会に登録されている者

一戸建て住宅等

→上に掲げる者又は登録規程に規定する一戸建て等石綿含有建材調査者

* 2 事前調査を行う者及び分析調査を行う者の要件（一定の講習修了等）の新設

工作物の事前調査

【改正前】

法規制なし。

調査については、石綿作業主任者、特別教育修了者等石綿に関する一定の知識を有している者が行うことが望ましいこと（過去通達）。

【改正後】令和8年1月1日～

事業者は、事前調査については、前項各号に規定する場合を除き、適切に当該調査を実施するために必要な知識を有する者として厚生労働大臣が定めるものに行わせなければならない。ただし、石綿等が使用されているおそれが高いものとして厚生労働大臣が定める工作物以外の工作物の解体等の作業に係る事前調査については、塗料その他の石綿等が使用されているおそれがある材料の除去等の作業に係るものに限る。

○対象

①石綿等が使用されているおそれが高い工作物の解体等の作業

【注意】工作物全てが対象ではない。

②塗料その他の石綿等が使用されているおそれのある材料の除去等の作業

* 2 事前調査を行う者及び分析調査を行う者の要件（一定の講習修了等）の新設

事前調査者資格が必要な工作物等

①石綿等が使用されているおそれが高い工作物の解体等の作業



特定工作物（石綿障害予防規則第四条の二第一項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める物（令和2年厚生労働省告示第278号）に掲げる工作物（石綿等が使用されているおそれが高いものとして厚生労働大臣が定めるものであり、石綿則第4条の2に規定する事前調査結果の報告対象となる工作物））

（1）特定工作物告示で定める工作物のうち、**炉設備、電気設備、配管設備、貯蔵設備等の解体等の作業**

→登録規程第2条第5項に規定する**工作物石綿事前調査者**

（2）特定工作物告示で定める工作物のうち、**煙突等の建築物と一体となっている設備等の解体等の作業**

→**工作物石綿事前調査者、一般建築物石綿含有建材調査者、特定建築物石綿含有建材調査者若しくはこれらの者と同等以上の能力を有すると認められる者**

【一般と特定の違い】

調査することのできる範囲は同じだが、特定は実地研修や口述試験が加えられ、専門性が増す。

②塗料その他の石綿等が使用されているおそれのある材料の除去等の作業

特定工作物以外の工作物の解体等の作業

※塗料の剥離のほか、モルタル及びコンクリート補修材（シーリング材、パテ、接着剤等）の除去等が含まれる。

→**工作物石綿事前調査者、一般建築物石綿含有建材調査者、特定建築物石綿含有建材調査者若しくはこれらの者と同等以上の能力を有すると認められる者**

* 2 事前調査を行う者及び分析調査を行う者の要件（一定の講習修了等）の新設

特定工作物とは

【前頁（1）に該当】

- 炉設備（反応槽、加熱炉、ボイラー・圧力容器、焼却設備）

- 電気設備（発電設備、配電設備、変電設備、送電設備）

- 配管及び貯蔵設備（炉設備等と連結して使用される高圧配管、下水管、農業用パイプライン及び貯蔵設備）

※上水道管は除く

【前頁（2）に該当】（建築物一体設備等）

- 煙突、トンネルの天井板、プラットホームの上家

- 遮音壁、軽量盛り土保護パネル

- 鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板（建築物（建屋）に付属している土木構造物）

- 観光用エレベーター（※）の昇降路の囲い（建築物に該当するものを除く。）

「観光用エレベーター」とは、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第138条第2項第1号「乗用エレベーター又はエスカレーターで観光のためのもの（一般交通の用に供するものを除く。）」のうち、乗用エレベーターで観光のためのもの（一般交通の用に供するものを除く。）をいう。

不特定多数の者が自由に利用できるもの。

* 2 事前調査を行う者及び分析調査を行う者の要件（一定の講習修了等）の新設

区分	対象工作物	事前調査の資格
特定工作物 <small>(厚生労働大臣及び環境大臣が定める工作物)</small>	① 反応槽 ② 加熱炉 ③ ボイラー及び圧力容器 ④ 焼却設備 ⑤ 発電設備（太陽光発電設備及び風力発電設備を除く。） ⑥ 配電設備 ⑦ 變電設備 ⑧ 送電設備（ケーブルを含む。） ⑨ 配管設備（建築物に設ける給水設備、排水設備、換気設備、暖房設備、冷房設備、排煙設備等の建築設備を除く。） ⑩ 貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く。）	工作物石綿事前調査者のみ!!
	⑪ 煙突（建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く。） ⑫ トンネルの天井板 ⑬ プラットホームの上家 ⑭ 遮音壁 ⑮ 軽量盛土保護パネル ⑯ 鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板 ⑰ 觀光用エレベーターの昇降路の囲い（建築物であるものを除く。）	下記のいずれか <ul style="list-style-type: none"> ・ 工作物石綿事前調査者 ・ 一般建築物石綿含有建材調査者 ・ 特定建築物石綿含有建材調査者 ・ 2023年9月までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者
特定工作物以外の工作物	上記（①～⑯）以外の工作物 <small>（※）塗料その他の石綿等が使用されているおそれがある材料の除去等の作業に限る。</small>	

* 3 解体・改修工事に係る事前調査結果等の届出制度の新設（建築物及び特定の工作物に係る一定規模以上の解体・改修工事について事前調査結果等の届出義務化等）

事前調査者結果等の報告が必要な工事

○対象工事

- ①解体部分の床面積の合計が 80 m²以上の建築物の解体工事
- ②請負金額が税込 100 万円以上の建築物の改修工事
- ③請負金額が税込 100 万円以上の特定の工作物の解体又は改修工事
- ④総トン数が 20 トン以上の船舶（鋼製のものに限る）の解体又は改修工事

○用語の整理

建築物内に設置されたエレベーター
かご等：工作物
昇降路の壁面：建築物

- ・解体工事：建築物の壁、柱及び床を同時に撤去する工事。
- ・改修工事：建築物に現存する材料に何らかの変更を加える工事であって、建築物の解体工事以外のもの。
- ・建築物：全ての建築物をいい、建築物に設けるガス若しくは電気の供給、給水、排水、換気、暖房、冷房、排煙又は汚水処理の設備等の建築設備を含む。
- ・工作物：建築物以外のもので、土地、建築物又は工作物に設置されている又は設置されていた全てのもの。
(例 煙突、サイロ、鉄骨架構、上下水道管等の地下埋設物、化学プラント等、建築物内に設置されたボイラー、非常用発電設備、エレベーター、エスカレーター等又は製造若しくは発電等に関連する反応槽、貯蔵設備、発電設備、焼却設備等及びこれらの間を接続する配管等の設備等。)

3

- 事前調査結果等報告のポイント

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアルのご紹介

建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び
石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル

令和3年3月

(令和6年2月改正)
(令和7年3月訂正事項を反映)

厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課

環境省水・大気環境局環境管理課

「石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」は、法令はもとより、**技術的な事項等の法令以上の説明がなされていること**から、石綿取扱い作業にあたって、ご一読ください（環境省HPに掲載されています）。



石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル

検索



石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル（目次）

目 次

	頁
1 石綿に関する基礎知識	1
1.1 石綿の物性等	1
1.2 石綿の生産・使用	4
1.3 環境中の石綿濃度	8
1.4 石綿の健康影響	11
2 関係法令の解説	14
2.1 石綿に係る法規制の変遷	14
2.2 大気汚染防止法	17
2.3 労働安全衛生法及び石綿障害予防規則	50
2.4 その他の関係法令	70
3 用語の定義	71
3.1 関係法令の名称	71
3.2 建築材料等の定義	71
3.3 除去等作業等に関する用語	74
4 建築物等の解体等における飛散防止対策	78
4.1 石綿飛散・ばく露防止対策の概要	78
4.2 作業の一般的手順	84
4.3 事前調査	89
4.4 作業計画の作成	107
4.5 作業実施等の届出	112
4.6 事前調査の結果及び作業内容等の掲示	118
4.7 石綿含有吹付け材等の切断等を行う作業に係る石綿飛散防止対策	123
4.8 石綿含有保温材等の切断等を行わない除去作業に係る石綿飛散防止対策	166
4.9 封じ込め又は囲い込み作業に係る石綿飛散防止対策	169
4.10 石綿含有保温材等の切断等を行う作業の特殊な石綿飛散防止対策	173
4.11 石綿含有成形板等の除去作業に係る石綿飛散防止対策	180
4.12 石綿含有仕上塗材の除去作業に係る石綿飛散防止対策	203
4.13 解体等にあたりあらかじめ石綿等を除去することが困難な場合	220
4.14 隔離を行う場合の作業場内の漏えい確認	221
4.15 石綿含有建材の除去等作業が適切に行われたことの確認及び作業の記録	233
5 隔離空間全体からの漏えい確認のための石綿濃度の測定等	252
5.1 隔離空間全体からの漏えい確認のための石綿濃度の測定	252
5.2 敷地境界（施工区画境界）等における大気濃度測定方法の例	253
5.3 総繊維数濃度及び石綿繊維数濃度測定の概要	255
6 呼吸用保護具、保護衣	258
6.1 保護具等の選定	258
6.2 保護具等の取扱い	262
7 労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における業務における留意事項	272
7.1 労働者を常時就業させる建築物等に係る措置	272
7.2 労働者等を建築物等において臨時に就業させる場合の措置	274
付録 I 事前調査の方法	
付録 II 石綿含有建材の取り残しの例	
付録 III 大規模工事等における石綿飛散漏えい防止手法	
付録 IV 石綿含有建材除去等工事において注意が必要な工事事例	
付録 V 作業の順序等が不適切であったと考えられる事例	
付録 VI 参考文献	
付録 VII 石綿関連機関情報	
建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル改訂検討会 委員名簿	

法令を含む施工上の留意事項が記載されている。

**内容：飛散・ばく露防止対策
隔離空間からの漏えい確認
呼吸用保護具
事前調査の方法など。**

石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル

付録 I

事前調査の方法

1. 事前調査の概要

事前調査とは、工事前に建築物等に使用されている建材の石綿含有の有無を調査することをいう。調査は石綿含有無しの証明を行うことから始まり、その証明ができない場合は分析調査を行うか、石綿含有とみなすことが基本となる。

建築基準法など各種法律に基づき施工された石綿含有建材以外にも、改修・改造・補修などにより、想定できないような場所に石綿が使用されている場合がある。建材等の使用箇所、種類等を網羅的に把握し的確な判断を行うためには、見落とさないよう注意する必要がある。

事前調査の基本的な流れを図 I - 1 - 1 に示す。

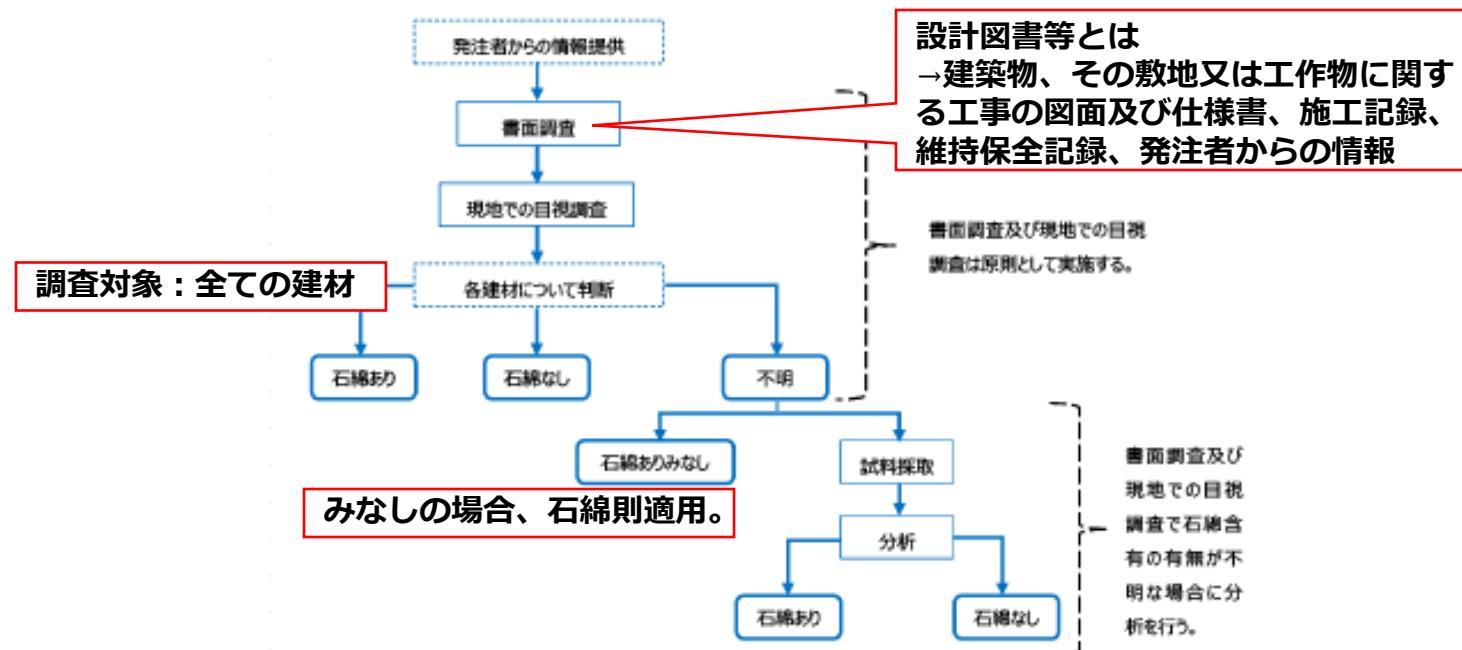


図 I - 1 - 1 事前調査の基本的な流れ

事前調査の流れ（書面調査）

事前調査の流れ①

事前調査の基本は
三現主義の徹底
「現場」「現物」「現実」

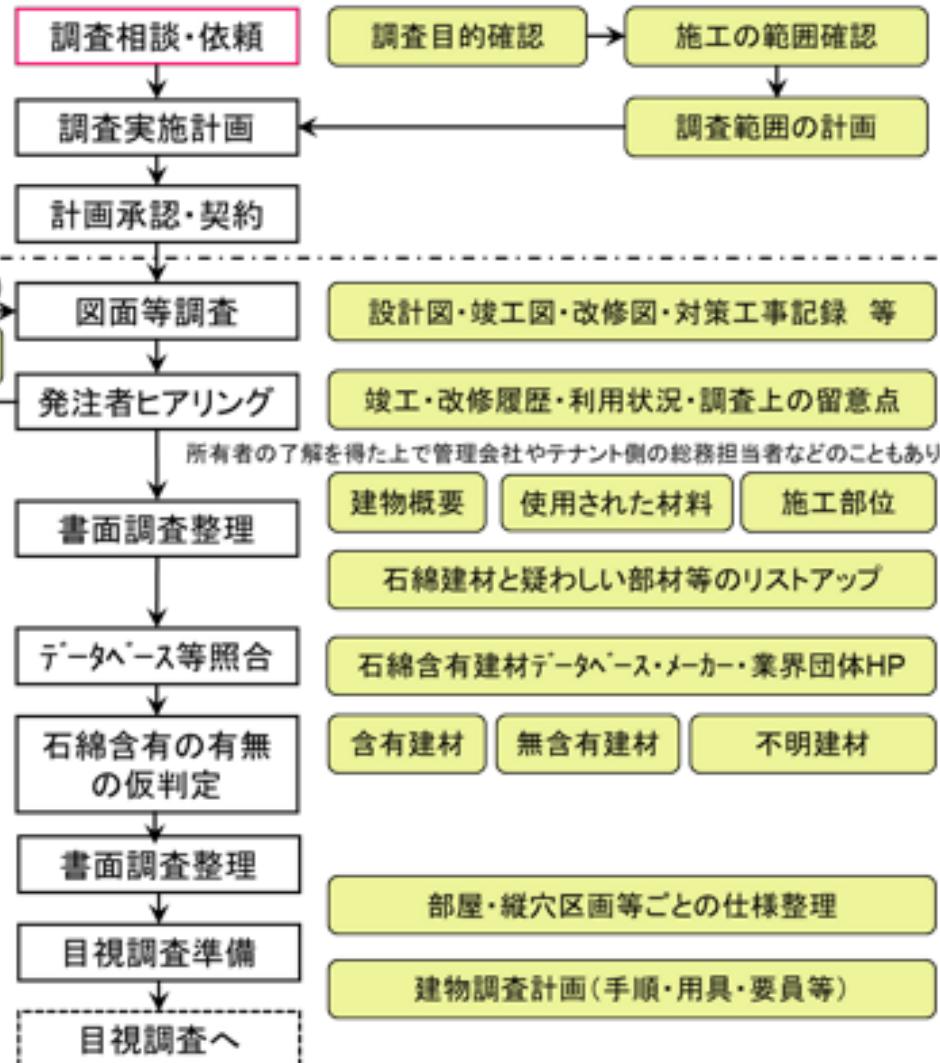
書面調査(設計図書等の調査)

図面等との照合

目視調査のための
事前準備

図面等が断片的/無しでも
建物の各階のレイアウト看板や
建物履歴などのヒアリング情報から
推測する

目視調査せず書面調査の判定で、調査を確定終了してはいけない
(2006(平成18)年9月の石綿等の製造等禁止以降に着工した建築物等を除く。)



【石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアルより引用】

事前調査の流れ（目視調査）

事前調査の流れ②

目視調査

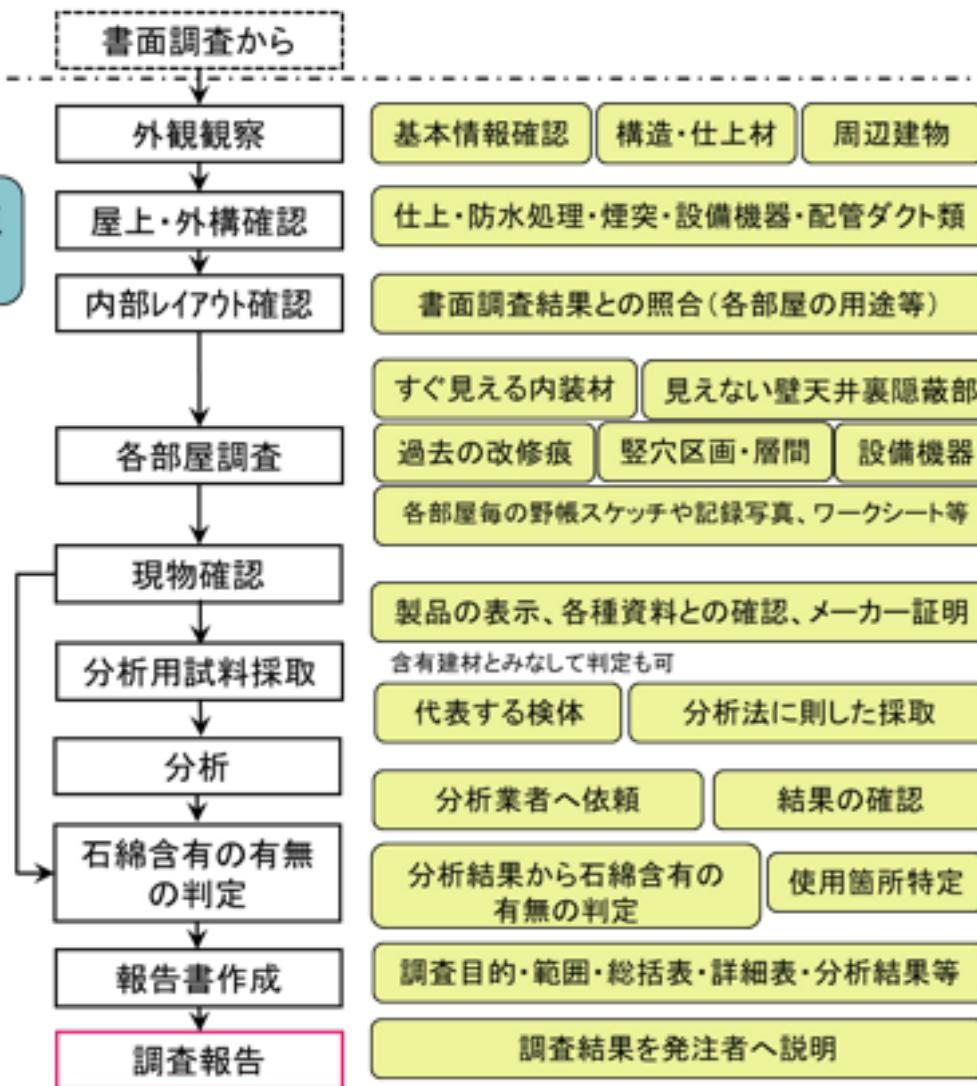
書面調査結果との整合性
差異あり→現場優先

劣化度判定は、
調査目的など必要に応じて
各部屋調査時などに実施

みなし含有判定のみの場合

みなし含有判定と
分析による含有・無含有判定は
判定結果の持つ意味合いが
異なるため明確に区別して
取扱い、報告書等を作成

依頼者の目的にあわせた報告説明
・解体工事・改修工事計画用
・建物維持管理計画用
・不動産取引・資産管理用
など



【石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアルより引用】

* 3 解体・改修工事に係る事前調査結果等の届出制度の新設（建築物及び特定の工作物に係る一定規模以上の解体・改修工事について事前調査結果等の届出義務化等）

報告の流れ

- ① 石綿総合情報
ポータルサイトで
検索。
- ② 「報告シス
テム」をクリック
- ③ Gビズ ID 取得
をクリックし、取
得。
- ④ 報告システムに
ログインをクリッ
ク



石綿総合情報ポータルサイト [検索](#)

石綿 総合情報ポータルサイト TOP

ひとくらしみらいめいあに
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

石綿とは 事業者 作業従事者 発注者・施主 一般の方 報告システム 改正ポイント 講習会情報 リンク・資料

石綿総合情報ポータルサイト

下にスクロール

サイト内検索 Google 提供

建材等に広く使用されてきた石綿(アスベスト)は、肺がんや中性粒球減少症などの原因となります。
建築物の解体・改修・リフォームなどの工事の際に工事に従事する方が石綿を吸い込む大気中に石綿が飛散するおそれがあります。
石綿による健康障害を防ぐため、適切な石綿対策を行う必要不可欠です。

↓

↓ 報告システムご利用の流れ

1 G ビズ ID 取得

石綿事前調査結果報告システムの利用にあたっては、G ビズ ID が必要となります。
石綿事前調査結果報告システムをご利用の前に ID を上記から取得してください。

2 報告システムにログイン

石綿事前調査結果報告システムは上記からログインしてください。
システムの操作方法や入力項目については、下記「利用マニュアル・基本操作編」や、「利用マニュアル・詳細機能編」を参照ください。

* 3 解体・改修工事に係る事前調査結果等の届出制度の新設（建築物及び特定の工作物に係る一定規模以上の解体・改修工事について事前調査結果等の届出義務化等）

：報告システムの画面イメージ／操作マニュアル

①

システムの画面イメージ

②

利用者マニュアル・基本操作編

③

利用者マニュアル・詳細機能編

②

③

石綿事前調査結果報告システム

利用者マニュアル

- 基本操作編（申請者用） -

石綿事前調査結果報告システム

利用者マニュアル

- 詳細機能編（申請者用） -

1.8版
更新日：2026年1月5日

1.7版
更新日：2026年1月5日

①

石綿事前調査結果報告システム

スマートフォン パソコン

環境

新規申請

工事に関する基本情報

申請者情報

元方（元請）事業者情報

工事場所情報

工事実施者情報

工事発注者情報

工事現場情報

登録情報

登録情報</

* 3 解体・改修工事に係る事前調査結果等の届出制度の新設（建築物及び特定の工作物に係る一定規模以上の解体・改修工事について事前調査結果等の届出義務化等）

石綿事前調査結果報告システムの操作イメージ動画（一部旧システムのイメージが流れます）



動画マニュアルも掲載されているため、初めて報告をされる場合には参考にしてください。

* 3 解体・改修工事に係る事前調査結果等の届出制度の新設（建築物及び特定の工作物に係る一定規模以上の解体・改修工事について事前調査結果等の届出義務化等）

G ビズID 問合せ先

- ・申請方法や技術トラブルなど、G ビズIDに関しては「G ビズID ヘルプデスク」
- ・メールによる問合せ ホーム→サポート→「ご意見・お問合せ」
- ・電話による問合せ
電話番号：0570-023-797
受付時間：9：00～17：00 （土・日・祝日、年末年始を除く）

* 3 解体・改修工事に係る事前調査結果等の届出制度の新設（建築物及び特定の工作物に係る一定規模以上の解体・改修工事について事前調査結果等の届出義務化等）

石綿事前調査結果報告システム 問合せ先・システム操作について

- ・ フォームによる問合せ
石綿報告システムにログイン後、メニュー「お問い合わせ」
- ・ 電話による問合せ
電話番号：050-2018-0061
受付時間：9:00～12:00 13:00～17:00 （土日祝除く）

* 3 解体・改修工事に係る事前調査結果等の届出制度の新設（建築物及び特定の工作物に係る一定規模以上の解体・改修工事について事前調査結果等の届出義務化等）

事前調査結果等報告作成時のお願い（その1）

報告義務は元請。

様式第1号（第4条の2関係）（表面）

事前調査結果等報告

元方事業者の情報															
事業者の名称					事業者の代表者氏名										
担当者のメールアドレス					事業者の電話番号	—									
事業者の住所	郵便番号	—	—	—	—	—	—	—	—						
	都道府県・市区町村名等														
	住所（続き）														
工事現場の情報															
労働保険番号	都道府県	—	所掌	—	管轄	—	基幹番号	—	技番号						
	—	—	—	—	—	—	—	—	—						
	—	—	—	—	—	—	—	—	—						
作業場所の住所	郵便番号	—	—	—	—	—	—	—	—						
	都道府県・市区町村名等														
	住所（続き）														
工事の名称															
工事の概要															
建築物等の概要															
建築物、工作物又は船舶の新築工事の着工日		西暦	年	月	日	構造	<input type="checkbox"/> 木造	<input type="checkbox"/> RC造	<input type="checkbox"/> S造	<input type="checkbox"/> その他	耐火	<input type="checkbox"/> 耐火	<input type="checkbox"/> 準耐火	<input type="checkbox"/> その他	
延べ床面積	—	—	—	—	m ²	階数（地上階）	—	—	階建	階数（地下階）	—	—	階建	—	
その他工作物・船舶															
※複数選択可	<input type="checkbox"/> 反応槽 <input type="checkbox"/> 加熱炉 <input type="checkbox"/> ポイラー及び圧力容器 <input type="checkbox"/> 配管設備 <input type="checkbox"/> 焼却設備 <input type="checkbox"/> 煙突 <input type="checkbox"/> 貯蔵設備 <input type="checkbox"/> 発電設備 <input type="checkbox"/> 變電設備 <input type="checkbox"/> 配電設備														
	<input type="checkbox"/> 送電設備 <input type="checkbox"/> トンネルの天井板 <input type="checkbox"/> プラットホームの上家 <input type="checkbox"/> 遮音壁 <input type="checkbox"/> 軽量盛土保護パネル <input type="checkbox"/> 鉄道の駅の地下式構造 <input type="checkbox"/> 観光用エレベーター部分の壁及び天井板 <input type="checkbox"/> の昇降路の開い <input type="checkbox"/> 船舶														
解体工事を行う床面積の合計		—	—	—	m ²	解体工事又は改修工事の実施期間	西暦	年	月	日	～	西暦	年	月	日
解体工事又は改修工事の請負金額		①	億	万円		石綿に関する作業の開始日	西暦	年	月	日					
事前調査の終了年月日		西暦	年	月	日										
事前調査を実施した者															
氏名					講習実施機関の名称										
修了した講習等の区分	<input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 特定 <input type="checkbox"/> 一戸建て等 <input type="checkbox"/> 工作物 <input type="checkbox"/> 船舶 <input type="checkbox"/> その他														
※複数選択可															
分析調査を実施した者															
氏名					講習実施機関の名称										
作業に係る石綿作業主任者															
氏名	③														

①請負金額
未入力が散見されます。
建設工事計画届（様式第21号）にも記載欄あり。

②事前調査実施者の資格
下請事業者による実施可。
下請実施の場合、元請の欄にも記載。

③石綿作業主任者（次ページも同じ）
裏面で石綿あり又はみなしがと判断した場合、石綿作業を行なう事業者ごとに選任。
元請が石綿作業を行わない場合は、元請欄は空欄。

* 3 解体・改修工事に係る事前調査結果等の届出制度の新設（建築物及び特定の工作物に係る一定規模以上の解体・改修工事について事前調査結果等の届出義務化等）

事前調査結果等報告作成時のお願い（その2）

様式第1号（第4条の2関係）（表面続き）

事前調査結果等報告											
請負事業者情報											
事業者の名称		事業者の電話番号					-				
労働保険番号		都道府県	-	所掌	-	管轄	-	基幹番号	-	枝番号	-
<input type="checkbox"/> なし(又は不明) <input type="checkbox"/> 元方(元請)事業と同じ			-	-	-	-	-		-		-
事業者の住所		郵便番号									
		都道府県・市区町村名等									
		住所(続き)									
事前調査を実施した者	氏名	講習実施機関の名称									
終了した講習等の区分 ※複数選択可		<input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 特定 <input type="checkbox"/> 一戸建て等 <input type="checkbox"/> 工作物 <input type="checkbox"/> 船舶 <input type="checkbox"/> その他									
分析調査を実施した者	氏名	講習実施機関の名称									
作業に係る石綿作業主任者	氏名	(3)									
請負事業者情報											
事業者の名称		事業者の電話番号					-				
労働保険番号		都道府県	-	所掌	-	管轄	-	基幹番号	-	枝番号	-
<input type="checkbox"/> なし(又は不明) <input type="checkbox"/> 元方(元請)事業と同じ			-	-	-	-	-		-		-
事業者の住所		郵便番号									
		都道府県・市区町村名等									
		住所(続き)									
事前調査を実施した者	氏名	講習実施機関の名称									
終了した講習等の区分 ※複数選択可		<input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 特定 <input type="checkbox"/> 一戸建て等 <input type="checkbox"/> 工作物 <input type="checkbox"/> 船舶 <input type="checkbox"/> その他									
分析調査を実施した者	氏名	講習実施機関の名称									
請負事業者に関する事項											

* 3 解体・改修工事に係る事前調査結果等の届出制度の新設（建築物及び特定の工作物に係る一定規模以上の解体・改修工事について事前調査結果等の届出義務化等）

事前調査結果等報告作成時のお願い（その3）

様式第1号（第4条の2関係）（裏面）

作業対象の材料の種類	石綿使用の有無			石綿使用なしと判断した根拠 ※石綿使用が無い場合のみ記載 ①目視 ②設計図書（④を除く。）③分析 ④材料製造者による証明 ⑤製造年月日	作業の種類			切断等の有無		作業時の措置 ①負圧隔壁 ②隔壁（負圧なし） ③湿潤化 ④除じん性能を有する電動工具の使用 ⑤⑥以外の粉じん発散防止措置 呼吸用保護具の使用
	有	有とみなす	無		除去	封じ込め	囲い込み	有	無	
吹付け材	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥					
保温材	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥					
煙突断熱材	<input checked="" type="checkbox"/> ①	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥					
屋根用折版断熱材	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥					
耐火被覆材（吹付け材を除く、けい酸カルシウム板第2種を含む）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥					
仕上塗材	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥					
スレート波板	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥					
スレートボード	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥					
屋根用化粧スレート	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input checked="" type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥					
けい酸カルシウム板第1種	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥					
押出成形セメント板	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥					
パルプセメント板	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥					
ビニル床タイル	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥					
窓業系サイディング	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥					
石膏ボード	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥					
ロックウール吸音天井板	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥					
その他の材料	<input checked="" type="checkbox"/> ④	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥					

事業者職氏名

年 月 日

労働基準監督署長 殿

1 「労働保険番号」の欄は、一括有期事業の場合は当該事業に係る労働保険番号、一括有期事業ではない場合は、各事業者の継続事業に係る労働保険番号を記載すること。

2 「請負事業者に関する事項」の欄は、当該作業を請け負わせている事業者がいる場合に、全ての請負事業者について記入すること。

3 「請負事業者に関する事項」の「事前調査を実施した者」及び「分析調査を実施した者」の欄は、元請事業者に関する事項と同一となる場合は、同様に記載すること。

4 「解体工事を行う床面積の合計」の欄は、建築物の解体工事に該当する場合に記入すること。なお、建築物の解体工事とは、建築物の壁、柱及び床を同時に撤去する工事をいうこと。

5 「解体工事又は改修工事の請負金額」の欄は、建築物の改修工事又は工作物の解体工事若しくは改修工事に該当する場合に記入すること。

6 「アセチルセルロースの開孔率」の欄は、小括算 アセチルセルロースの開孔率を記入すること。

①レベル1、2は計画届
本報告のほか、建設工事計画を着工日の14日前までに所轄労働基準監督署長に届け出る必要があります。

②事前調査は、目視+書面
書面が存在しない場合、目視のみで可能ではあるが、可能な限り書面にあたることが必要。

③切断等とは
切断、穿孔、破碎、研磨等の石綿粉じんが飛散する可能性のある作業です。

④建材の列挙がない場合
その他の材料欄に調査結果を入力してください。

* 4 計画届の対象拡大（作業届対象作業を計画届の対象に見直し）

レベル1、2の計画届に添付する書類は、労働安全衛生規則に定められています。

届け出は、石綿除去作業の14日以上までに行ってください。

添付書類①

1. 仕事を行う場所の周囲の状況及び四隣との関係を示す図面

- 工事区域を示した地図（道路、周囲の建物、人家等を含む）
- 工事場所の平面図
- 隣接する工区との関係 等

2. 建設等をしようとする建設物等の概要を示す図面

- 解体等を行う建設物等の平面図、立面図及び断面図

3. 工事用の機械、設備、建設物等の配置を示す図面

- 集じん・排気装置の構造、性能、設備図等（算定根拠を含む） ←作業空間を1時間に4回以上換気。
- 清掃作業用機械の構造、性能等 【真空掃除機】
- 薬剤塗布用機械の概要 【エアレススプレイヤー】
- 洗身設備及び更衣設備図 【セキュリティルーム】
- 労働者等への掲示例 【事前調査結果は近隣住民等が見える位置（A3以上）】 等

建設工事 計画届 土石採取		
様式第2号(第91条、第92条関係)		
事業の種類	事業場の名称	仕事を行う場所の地名番号
		電話 ()
仕事の範囲		採取する土石の種類
発注者名		工事請負金額
仕事の開始予定年月日	令和 年 月 日	仕事の終了予定年月日 令和 年 月 日
計画の概要		
参画者の氏名	参画者の経歴の概要	
主たる事務所の所在地	電話 ()	
使用者数	関係請負人予定数	関係請負人の使用者の合計数
令和 年 月 日		
事業者職名		
厚生労働大臣監督署長		
備考		
1 「建設工事」及び「土石採取」のうち、該当しない文字を消すこと。 2 「事業の種類」欄は、次の区分により記入すること。 建設業 水力発電所等建設工事、地下鉄建設工事、鉄道軌道建設工事 橋梁建設工事、道路建設工事、河川土木工事、砂防工事、土地整理土木工事 その他の土木工事、鉄骨鉄筋コンクリート造築工事、鉄筋コンクリート工事 建築設備工事、その他の建築工事、電気工事業、機械器具設置工事、その他の設備工事 土石採取業、砂利採取業、その他土石採取業		
3 「仕事の範囲」の欄は、労働安全衛生規則附則各条各項の区分により記入すること。 4 「発注者名」及び「工事請負金額」の欄は、建設工事の場合に記入すること。 5 「計画の概要」の欄は、届け出る仕事の主要な内容について、簡略に記入すること。 6 「使用者数」の欄は、届出事業者が直接雇用する労働者数を記入すること。 7 「関係請負人の使用者の予定数の合計」の欄は、総数で記入すること。 8 「参画者の経歴の概要」の欄には、参画者の資格に関する学歴、職歴、勤務年数等を記入すること。		

* 4 計画届の対象拡大（作業届対象作業を計画届の対象に見直し）

レベル1、2の計画届に添付する書類は、労働安全衛生規則に定められています。

届け出は、石綿除去作業の14日以上までに行ってください。

添付書類②

4. 工法の概要を示す書面又は、図面

- ・除去処理工法の概要（作業場所の隔離方法、天井等の作業の場合の足場の確保方法を含む）
- ・施工フロー図
- ・粉じんの発散抑制【飛散防止剤、飛散抑制剤（必要量計算）】
- ・工事に使用した工具、設備等の清掃、管理の方策
- ・除去処理後の廃棄物管理方法（下請運搬許可、処分場への運搬経路含む。）
- ・足場を使用する場合はこの組立図（概要）等【墜落防止、物体落下の措置】

5. 労働災害を防止するための方法及び設備の概要を示す書面又は図面

- ・安全衛生管理計画
- ・安全衛生管理体制及び施工体制
- ・緊急時対策及び連絡体制
- ・機械、設備等の保守・点検方法
- ・作業記録に関する事項（記録様式、保存年限の確認等）
- ・保護具【マスク以外にも、保護衣、手袋、シューズカバー等が必要】等

* 4 計画届の対象拡大（作業届対象作業を計画届の対象に見直し）

レベル1、2の計画届に添付する書類は、労働安全衛生規則に定められています。

届け出は、石綿除去作業の14日以上までに行ってください。

添付書類③

6. 工程表

- ・作業工程表 【立合希望日時を記載】

7. その他（必要に応じ）

- ・解体の建築物、構造及び現場の状況から、確認を必要とする事項等
(例:第三者の立ち入り禁止の具体的な対策等)
- ・石綿の事前調査結果（分析結果等）の写し
- ・石綿健康診断の受診状況
- ・各種資格等の写し（石綿作業主任者、建築物石綿含有建材調査者、分析調査者、特別教育終了証等）

【配管エルボが石綿保温材で覆われている場合】

石綿非含有部分での切断（フランジ部分の取外し）であっても、届け出が必要。

配管から保温材を除去していないが、建築物等から石綿保温材を取り除くため、法令の「除去」にあたる。

4

- 化学物質管理強化月間について

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

化学物質管理強化月間について

令和6年度からスタートした強化月間で今回が第2回目になります。

- 実施期間 令和8年2月1日から2月28日まで
- スローガン 慣れた頃こそ再確認 化学物質の扱い方
- 実施事項（抜粋）
 - ・リスクアセスメント対象物を製造又は取り扱う際の化学物質管理者の選任、職務権限の付与、化学物質管理者の氏名の掲示等労働者への周知、化学物質管理者と総括安全衛生管理者、産業医、衛生管理者、衛生推進者等との連携
 - ・製造し、又は取り扱っている化学物質の把握及び、化学物質のSDS等による危険有害性等の確認
 - ・ラベル表示・SDS交付、リスクアセスメントの実施、リスクアセスメントの結果に基づくばく露低減措置の実施等
 - ・特定化学物質障害予防規則等の特別規則、**石綿障害予防規則の遵守の徹底**

化学物質管理強化月間について（続き）



慣れた頃こそ再確認 化学物質の扱い方

2月は化学物質管理強調月間

関連情報は
施設サイトへ

労働安全衛生関係法令の改正により、
令和6年4月から業種・事業規模を問わず、
化学物質管理の選任やりスクアセスメント等に基づく適切な管理等が義務づけられています。



リーフレット



特設サイト「ケミガイド」も参照ください

化学物質管理強化月間について（続き）

[提出先]
彦根労働基準監督署 安全衛生課
E-mail: hikone-kantokusho@mhlw.go.jp
FAX: 0749-26-0241

提出期限：令和8年2月27日（金）
提出方法：メール又はFAX

2月は「化学物質管理強調月間」です

～慣れた頃こそ再確認 化学物質の扱い方～

化学物質管理者の選任やリスクアセスメント等に基づく適切な管理等ができますか？

次の1～7の事項についてチェックし、実施できていない事項は、改善してください。各項目の解説は別紙をご覧ください。

事業場名称		業種	
所在地		労働者数	計 人 うち派遣労働者 人 うち外国人労働者 人
担当者職氏名		電話番号	
1	事業場で製造・取り扱っている化学物質がリスクアセスメント（RA）対象物であるかを把握していますか。	<input type="checkbox"/> RA対象物を取り扱っている <input type="checkbox"/> RA対象物を取り扱っていない <input type="checkbox"/> 把握していない	
2	化学物質管理者を選任していますか。	<input type="checkbox"/> 選任している <input type="checkbox"/> 選任していない	
3	RAを実施していますか。	<input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	
4	RAの結果に基づくリスク低減措置を行っていますか。	<input type="checkbox"/> 行っている <input type="checkbox"/> 行っていない	
5	安全データシート（SDS）とRAの結果等を労働者に周知し、教育を行っていますか。	<input type="checkbox"/> 行っている <input type="checkbox"/> 行っていない	
6	（保護具を使用している場合）保護具着用管理責任者を選任していますか。	<input type="checkbox"/> 選任している <input type="checkbox"/> 選任していない	
7	（化学物質の譲渡・提供を行っている場合）ラベル表示を行い、SDS等による通知を行っていますか。	<input type="checkbox"/> 行っている <input type="checkbox"/> 行っていない	

本日の配布資料にチェックリストを入れています。

化学物質管理強化月間の取り組みとして、事業場の管理状況等についてチェックリストを作成いただき、メール又はFAXでご提出をお願いします（**提出期限：2月27日（金）**）。

化学物質管理強化月間について（続き）

補足（チェックリストの2「化学物質管理者の選任について」）

（1）選任が必要な事業場

2024(R6).4.1施行

リスクアセスメント対象物を製造、取扱い、または譲渡提供をする事業場（業種・規模要件なし）

- 個別の作業現場毎ではなく、工場、店舗、営業所等事業場ごとに化学物質管理者を選任します。
- 一般消費者の生活の用に供される製品のみを取り扱う事業場は、対象外です。
- 事業場の状況に応じ、複数名の選任も可能です。

（2）選任要件

化学物質の管理に関わる業務を適切に実施できる能力を有する者

リスクアセスメント対象物の 製造事業場	専門的講習※の修了者
リスクアセスメント対象物の 製造事業場以外の事業場	資格要件なし (専門的講習等の受講を推奨)

※ 専門的講習のカリキュラムは、右図のとおりです。

	科 目	時間
講 義	化学物質の危険性及び有害性並びに表示等	2 時間 30分
	化学物質の危険性又は有害性等の調査	3 時間
	化学物質の危険性又は有害性等の調査の結果に基づく措置等その他必要な記録等	2 時間
	化学物質を原因とする災害発生時の対応	30分
	関係法令	1 時間
実 習	化学物質の危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく措置等	3 時間

（3）職務

- ラベル・SDS等の確認
- 化学物質に関わるリスクアセスメントの実施管理
- リスクアセスメント結果に基づくばく露防止措置の選択、実施の管理
- 化学物質の自律的な管理に関わる各種記録の作成・保存
- 化学物質の自律的な管理に関わる労働者への周知、教育
- ラベル・SDSの作成（リスクアセスメント対象物の製造事業場の場合）
- リスクアセスメント対象物による労働災害が発生した場合の対応

ご清聴ありがとうございました。



「ゼロ災・滋賀」ロゴマーク